

**問44**

2018-1月-5

雇用保険の基本手当は、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して3ヵ月以上あれば受給できる。

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則として、離職の日の翌日から起算して2年である。

雇用保険の基本手当の所定給付日数は、離職理由や被保険者期間、離職時の年齢等に応じて定められており、特定受給資格者等を除く一般の離職者の場合、最長で180日である。

雇用保険の基本手当は、受給資格者の離職理由を問わず、受給資格決定日以降において失業している日が通算して7日経過したときに支給が開始される。

**問45**

2017-9月-5-1,4

雇用保険の適用事業所に雇用される者であっても、アルバイトは、雇用保険の被保険者となることはない。

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則として、離職の日の翌日から起算して2年である。

**問46**

2018-5月-4-1,2,4

高齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、原則として60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が1年以上あることが必要である。

高齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、一定の一般被保険者に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、原則として60歳到達時の賃金月額の85%未満となっていることが必要である。

高齢再就職給付金を受給するためには、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が150日以上あること等の要件を満たすことが必要である。

**⑨公的年金**

**問47**

2021-5月-4

3級

子のいない障害等級1級に該当する者に支給される障害基礎年金の額は、子のいない障害等級2級に該当する者に支給される障害基礎年金の額の2倍に相当する額である。

**問48**

2021-5月-34

3級

65歳到達時に老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が、67歳0ヵ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、老齢基礎年金の増額率は、( )となる。空欄にあてはまるのは「12.0%・16.8%・25.2%」のうちどれか。

問44 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12ヵ月以上あれば、受給できる。

原則として、離職した日の翌日から1年である。

特定受給資格者は倒産や解雇による離職の場合だが、自己都合や定年退職は一般の離職者に該当する。一般の離職者の場合、年齢に関係なく最長150日となる。

受給資格決定日から受給までの7日間は基本手当を受給できない（待期間）。また令和2年10月1日以降に「正当な理由がない自己都合により離職した場合」は、その後、原則2ヵ月の給付制限がある。

問45 アルバイトも、「1週間の所定労働時間が20時間以上」「雇用期間が31日以上」を満たす者は、被保険者となる。

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則として、離職の日の翌日から起算して1年である。

問46 60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が5年以上あることが必要である。

支給対象月に支払われた賃金の額が、60歳到達時の賃金月額の75%未満となっていることが必要。

再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上必要である。

問47 子のいない障害等級1級の障害基礎年金の額は、子のいない障害等級2級の障害基礎年金の額を1.25倍したものになる。

問48 老齢基礎年金の受給開始年齢は原則65歳だが、希望をすれば、もらう時期を早める「繰上げ支給」や、遅らせる「繰下げ支給」（66歳以降）を選択することができる。「増加率 = (65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数) × 0.7%」となり、本問を当てはめると、24月（2年）× 0.7% = 16.8%となる。

<p><b>問49</b> 2021-9月-35 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3級</p>	<p>厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない45歳の妻が遺族厚生年金の受給権のみを取得した場合、妻が65歳に達するまでの間、妻に支給される遺族厚生年金に( )が加算される。空欄にあてはまるのは「中高齢寡婦加算額・加給年金額・振替加算額」のうちどれか。</p>
<p><b>問50</b> 2016-5月-4-1.2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>第2号被保険者の被扶養配偶者である62歳の妻は、第3号被保険者である。</p> <p>第1号被保険者である大学生は、<u>本人の所得金額にかかわらず</u>、学生納付特例制度の適用を受けることができる。</p>
<p><b>問51</b> 2017-1月-5-1.2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>第1号被保険者は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の者などのうち、<u>日本国籍を有する者のみ</u>が該当する。</p> <p>日本国籍を有するが日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者は、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しない場合、原則として、国民年金の<u>任意加入被保険者</u>となることができない。</p>
<p><b>問52</b> 2019-1月-5-1.2.3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>第2号被保険者の被扶養配偶者である19歳の専業主婦は、第3号被保険者である。</p> <p>保険料免除期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前<u>5年以内</u>の期間に係るものに限られる。</p> <p>付加年金を受給できる者が老齢基礎年金の<u>繰下げ支給</u>の申出をした場合、付加年金の額は繰下げによって<u>増額されない</u>。</p>
<p><b>問53</b> 2016-5月-5-1.4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>厚生年金保険法に定める業種であって、常時5人以上の従業員を使用しているも<u>個人事業所</u>であれば、厚生年金保険の<u>強制適用事業所</u>とならない。</p> <p>育児休業等をしている被保険者に係る<u>厚生年金保険</u>の保険料は、所定の手続きにより、被保険者負担分が免除されるが、<u>事業主負担分は免除されない</u>。</p>
<p><b>問54</b> 2016-9月-3-3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p><u>厚生年金保険</u>の被保険者は、その適用事業所に常時使用される者であっても、<u>65歳</u>に達すると被保険者資格を喪失する。</p>
<p><b>問55</b> 2017-5月-4-4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p><u>遺族厚生年金</u>の額は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基に計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の<u>3分の2</u>相当額である。</p>

問49 夫が死亡したときに40歳以上で子のない妻（夫の死亡後40歳に達した当時、子がいた妻も含む）が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額（定額）が加算される。妻が65歳になると自分の老齢基礎年金が受けられるため、中高齢寡婦加算はなくなる。

問50 国民年金の第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者である20歳から60歳未満の者なので、該当しない。

学生納付特例制度の適用を受けるには、学生本人の前年所得が一定以下であることが必要である。

問51 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の者などは、国籍を問わず第1号被保険者に該当する。

日本国籍を有するが日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者は、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しない場合、原則として、国民年金の任意加入被保険者となることができる。

問52 第3号被保険者の年齢要件は、20歳以上60歳未満である。

保険料免除期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間に係るものに限られる。

付加年金の受給権者が老齢基礎年金の繰下げ支給の請求をした場合、老齢基礎年金と同様に付加年金も同じ率で増額される。

問53 個人事務所であっても、厚生年金保険法に定める業種であって常時5人以上従業員を使用していれば、厚生年金保険の強制適用事業所となる。

所定の手続きにより、被保険者負担分および事業主負担分、双方が免除される。

問54 厚生年金保険の被保険者は、その適用事業所に常時使用される者であっても、70歳に達すると被保険者資格を喪失する。

問55 遺族厚生年金の額は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基に計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額である。

<p><b>問56</b> 2018-1月-6-1,2,3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>老齢基礎年金の受給資格期間は、平成29年8月1日に、原則10年から<u>25年</u>に改正された。</p> <p>65歳以降の老齢厚生年金を受給するためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることのほか、厚生年金保険の被保険者期間を<u>1年以上</u>有することが必要である。</p> <p>厚生年金保険の被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金は、その受給権者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が<u>48万円を超えても</u>、年金額の全部または一部の支給は停止しない。</p>
<p><b>問57</b> 2019-1月-6-1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>特別支給の老齢厚生年金が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が<u>1ヵ月以上</u>あることなどの要件を満たす必要がある。</p>
<p><b>問58</b> 2016-5月-6-2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>65歳到達時に老齢基礎年金の受給権を有する者が、70歳到達時に老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、年金の増額率の計算式は、繰下げ月数×<input type="text"/>%」 = <input type="text"/>%である。</p>
<p><b>問59</b> 2016-9月-5-2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>国民年金の学生納付特例期間は、その期間に係る保険料の追納がない場合、<u>老齢基礎年金の受給資格期間に算入されず</u>、老齢基礎年金の年金額にも反映されない。</p>
<p><b>問60</b> 2017-9月-6-1,2,3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>65歳からの老齢厚生年金が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が<u>3ヵ月以上</u>あることが必要である。</p> <p>老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、老齢厚生年金の受給権者本人の厚生年金保険の被保険者期間が原則として<u>120月以上</u>あることが必要である。</p> <p>老齢厚生年金の繰下げ支給を申し出る場合、老齢基礎年金の繰下げ支給と同時に申し出なければならない。</p>

問56 老齢基礎年金の受給資格期間は、原則25年から10年に改正された。

65歳以降の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金保険の被保険者期間を1ヵ月以上有することが必要である。

65歳未満の者に支給される老齢厚生年金は、受給権者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が48万円を超える場合、年金額の全部または一部が支給停止となる。

問57 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることなどの要件を満たす必要がある。

問58 老齢基礎年金の繰下げ支給の増加率＝繰下げ月数×0.7%＝42%である。

**ポイント**

繰下げ1ヵ月につき0.7%増加するので、65歳到達時に老齢基礎年金の受給権を有する者が、70歳到達時に老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、60ヵ月（5年）×0.7%＝42%の増加率となります。

問59 国民年金の学生納付特例期間は、その期間に係る保険料の追納がない場合、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、老齢基礎年金の年金額には、追納しない限り反映されない。

問60 65歳からの老齢厚生年金が支給されるためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あれば、支給される。

老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、老齢厚生年金の受給権者本人の厚生年金保険の被保険者期間が、原則240月（20年）以上あることが必要である。

「繰下げ支給」の場合、老齢厚生年金と老齢基礎年金の支給開始時期を別々にすることができる。

**ポイント**

老齢厚生年金の「繰上げ支給」を請求するときは、老齢基礎年金の繰上げ支給と同時に行わなければなりません。繰上げなのか、繰下げなのか、問題をしっかり読みましょう！

<p><b>問61</b> 2021-5月-7-3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>65歳以上の厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みにより、当該被保険者の総報酬月額相当額と基本月額の合計額が<u>28万円</u>を超える場合、<u>経過的加算部分等</u>を除いた年金額の全部または一部が支給停止となる。</p>
<p><b>問62</b> 2018-5月-6-1.2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p><u>遺族基礎年金</u>を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、所定の要件を満たす「<u>子</u>」のみである。</p> <p>国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が<u>10年</u>である老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合、その受給権者の所定の遺族に遺族基礎年金が支給される。</p>
<p><b>問63</b> 2018-1月-7-2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>寡婦年金は、国民年金の第1号被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上ある夫が障害基礎年金または老齢基礎年金の支給を受けることなく死亡し、その死亡の当時、夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻期間が<u>20年以上</u>継続した妻が60歳以上65歳未満の間に受給することができる。</p>
<p><b>問64</b> 2017-1月-6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p><u>遺族厚生年金</u>に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句はどれか。次の語群から選べ。</p> <p>「3分の2・4分の3・5年・10年・35歳・40歳」</p> <p><u>遺族厚生年金</u>の額（中高齢寡婦加算額および経過的寡婦加算額を除く）は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（ア）相当額である。</p> <p>厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない30歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、その<u>遺族厚生年金</u>の支給期間は、最長で（イ）である。</p> <p>厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない（ウ）以上65歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、その遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算額が加算される。</p>

---

問61 65歳以上の厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みにより、当該被保険者の総報酬月額相当額と基本月額の合計額が48万円を超える場合、経過的加算部分等を除いた年金額の全部または一部が支給停止となる。

---

問62 国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。

遺族基礎年金の受給要件は、25年以上である。

---

問63 寡婦年金は、第1号被保険者の独自給付である。  
寡婦年金は夫の死亡により妻に支給される年金だが、夫と妻に要件がある。  
夫：保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上、障害基礎年金または老齢基礎年金の支給を受けていないこと。  
妻：夫との婚姻期間が10年以上、生計維持関係にあること、60歳以上65歳未満であること。

---

問64

遺族厚生年金の額は、原則として、死亡した者の報酬比例部分の額の（ア）4分の3相当額である。

遺族厚生年金の受給権を取得した子のない30歳未満の妻への支給期間は、最長で（イ）5年である。

厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない（ウ）40歳以上65歳未満の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、その遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算額が加算される。